

令和2年度第2回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 令和2年10月30日（金）10：00～12：00

開催場所 総合福祉センター2階 大集会室

出席委員 船木昭夫会長、浅利義弘委員、工藤功篤委員、菊地康弘委員、今栄利子委員、
鳥山夏子委員 《計6名》

欠席委員 長谷川さとみ委員、町田徳子委員

事務局 福祉部長 舘山新、福祉部次長 福井直文、障がい者支援課長 加福拓志、
健康福祉課長 小形麻理、障がい者支援課主幹 高木康人、同主幹 山口亨、
同主幹 赤平伸一、同主事 長澤豊生
《計8名》

- 会議次第
- 1 開 会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 報 告
 - (1) 青森市障がい福祉計画第6期計画にむけたアンケート調査結果
 - (2) 青森市障がい者総合プランのフォローアップについて
 - 4 議 事
 - ・青森市障がい者総合プランの一部改定（素案）について
 - 5 その他
 - 6 閉 会

会議概要

3 報告（1）

青森市障がい福祉計画第6期計画にむけたアンケート調査結果
事務局から資料1、資料2により説明があった。

質疑・意見

○委員

アンケートの集計結果について、太枠をしているところよりも数字的に大きい項目があるが、太枠としている理由は。

●事務局

数字が大きい項目を太枠としたものではなく、特徴的な項目について事務局で付け

たものであり、太枠に関わらず数字については、アンケートに反映している。

3 報告（2）

（仮称）青森市障がい者総合プランのフォローアップについて
事務局から資料3、資料4、資料5により説明があった。

質疑・意見

○委員

就労の促進について、国が法的に障がい者雇用率を定めているのはわかるが、市についてはどのような雇用率だったのか。

●事務局

市の障がい者雇用率は1.77%となっており、内訳として身体障がい者が1.22%、精神障がい者が0.55%である。

障がい者雇用については、人事課において、各部署に障がい者雇用として臨時職員の採用を進めているところである。

○会長

市職員に対して職員対応要領を用いて障害に対する理解を深めるための研修を行っているが、その効果等、職員の意識に変化があれば教えてほしい。

●事務局

職員対応要領については、平成29年度の「青森市障がいのある人もない人もともに生きる社会づくり条例」の施行を踏まえ、各課職員に配布するとともに新採用の職員や新任課長に研修をしている。今年度からは、ろうあ協会、視覚障害者の会、重症心身障害児・者の会の各団体の方が、直接職員に研修をする内容で実施しており、障がいのあるかたに対する理解がよく分かったなど、反響が大きかった。

○会長

ホームページにも要領が公表されているのを見ていたので、一般の企業も参考にできるとのでは、と思っている。

第1章について了承することよろしいか。

特に異議がないので、了承いただいたものとする。

○会長

第2章にご意見・ご質問等のある方はいるか。

私からひとつ質問ですが、地域福祉サポーター登録者数が表中104.8%ということで目標値を上回った効果的な取組があったのか。

●事務局

地域福祉サポーター登録者を増やすために、市として積極的にやっているのが、雪かきに学生も取り込もうということで、大学生がいる大学等にポスターを貼るなどして周知を図っている。

○会長

青森はどうしても冬の雪かきという作業が入ってくるので、そのような支援はかなり力になるのではと思う。

3章の4・5ページについてご意見・ご質問等はないか。

療育・教育・相談支援体制ということで教育支援について何かご意見要望等ないか。

○委員

日中活動支援の放課後等デイサービス量がかなり増えているということだが、事業所数自体は増えてきているのか。

●事務局

事業所自体は増えてきている。

○委員

〇〇学校には、肢体不自由がかなり重い生徒も通っているが、その中で医療的ケアを必要とする生徒もいる。放課後等デイサービスで医療的ケアに対応できる事業所は青森市内にあるのか。

●事務局

医療的ケア児の場合、医療が必ずつくので、それに対応できる場所としては国立病院機構青森病院と県立あすなろ療育福祉センターになる。

○会長

医療的ケア児のところ（支援体制）は気になっており、緊急時の（医療）対応が難しいところがあるので、支援体制について取組があったらよろしくお願いします。

次に、第4章についてご意見等ある方はいるか。
特にないようなので、了承いただいたものとする。

4 議事

青森市障がい者総合プランの一部改定（素案）について
事務局から資料6、資料7、資料8により説明があった。

質疑・意見

○委員

成年後見人研修について、計画に盛り込まれているか。

●事務局

後見人研修については、計画に位置付けており、市民後見・法人後見の研修については引き続き実施していく。

○委員

市民後見人の研修を受けても、活動の場がなく、大抵は弁護士が選任されている。弁護士は財産管理がきちんとできると思うが、身上保護となれば、市民後見のほうが、利用する本人も安心があるのではないか。一番大事なのは確かにお金の管理だが、身上保護という観点からも、市民後見人を選任してもらおうよう裁判所に働きかけてほしい。

避難訓練などで避難した際、民生委員もいるが、避難所における障害児・者の対応について、民生委員同士の中での理解度というか、対応の仕方・方法について情報交換ができているのかという思いがある。

3年くらい前に八戸の避難訓練において、障がいのある子どもを連れて行ったところ、受付窓口において、手帳や子どもの障がいについて説明したが、対応に時間がかかったという話を聞いた。青森市で避難訓練をやるときは、障がいのある子どもを連れて行き、避難訓練の場面でのやり取りの仕方等について、実際に体験する機会を持ってほしい。

●事務局

1点目の市民後見については、担当課を通して裁判所に依頼はしているが、財産管理については専門的要素があり難しいため、市民後見のかたが担うと負担が大きくなるとの裁判所としての判断がある。ただ、昨年度に一名のかたが初めて市民後見として活動しているという実績もあるので、今後、必要とするかたが増えれば、裁判所も認めてくれるという期待は持っている。

2点目の民生委員については、月1回の民生委員の地区理事会において、必要な市政情報について共有しており、避難の際に支援が必要なかたの情報についてもその都

度提供し、いざという時のために備えておくようお願いしている。民生委員の方々も十分意識したうえで活動していると認識しているが、これが最良と思わず、今後も取組を進めていく。

3点目の避難訓練については、本市でも市内各地で総合防災訓練を行っており、その際にはその地域にある各福祉施設の方にも参加いただき、動きを確認することはやっているが、限られた時間での訓練でもあり、障害のあるかたを連れ行ったときに、そのかた個々の対応に関してというところまでは現時点では難しいと思われる。しかし、そういう方々が参加することで場の雰囲気や学習できるということがあるので、ぜひ参加してもらえよう市から話しかけていきたい。

○委員

後見人をサポートする仕組みがないから、市民後見人のかたたちが不安になるところがあり、自身もそれは強く感じる。弘前のようにサポートするところが青森市にもあってほしい。弘前を見本として青森市もやってほしい。

○会長

後見については、社会福祉士会でも法人後見を始めており、専門職の特性である福祉的な支援として、身寄りがいないなどの生活的な支援が必要な方に対する依頼が最近かなり裁判所から増えている。また対応しにくいケースもあり、弁護士や司法書士と連携して関わるなど背景が複雑な依頼が増えていると思う。その中で市民後見についても研修を受けている方もたくさんおり、申立てしたかたの特性によって、役割分担できればいいと思う。

○委員

資料8にバリアフリーという言葉がでてくるが、精神障がい者に対して心のバリアフリーについて市ではどのように考えているか。

精神障害者福祉手帳は持ってないが、精神的な病状があるかたに対する市のサポートはどのようにしているのか。特に自立支援医療については、病院への通院費が1割の自己負担で済むが、病院によっては患者に説明しないケースもある。

スティグマという言葉、偏見。内なる偏見、家族や自分が持っている偏見と地域社会における偏見。それらをなくするためにどのような啓発活動を考えているか。

●事務局

心のバリアフリーについては、計画の第1章を「互いを尊重し支え合う社会の形成」として、まずノーマライゼーションの理念の普及を掲げている。障がいの有無、年齢に関わらずみんな同じ、という考えを子どものうちから普及するよう取り組んでいる。そのために福祉読本を配布したり、今年度からは手話言語条例の施行を踏まえ、ろうあ協会、視覚障害者の会にお願いして職員研修を実施しているほか、保育所や学校を回り、直接障がいのあるかたと触れ合うことで、障がいを当たり前・どこでもあるも

のということを周知する活動を進めていきたい。

手帳を持っておらず、自立支援医療を受給しないで精神通院をしている数がどれくらいいるのかはつかめない。精神疾患は医療の部分がとても大事になるが、手帳をもっていないかたに対しても自立支援医療の仕組みはあるので、そういう仕組みがあるという啓発は引き続き実施していきたい。

○委員

いじめ・偏見・パワハラ・セクハラが令和にはいつから非常に多くなった。自殺に至ることもすごく多い。小学校や幼稚園に対する取組を地域・企業に対しても何らかの形でやればいいのか。

●事務局

ご意見にあったように様々なハラスメントにより自殺に結び付くということも増えてきており、市では自殺対策に向けて、昨年に自殺対策計画を策定した。その策定過程における会議の中で、職場におけるハラスメントなど様々な要因が自殺に結び付くという話がなされたことから、市でも計画に盛り込めるものを整備し、それを民間企業への普及に向けて今年度から取り組んでいる。

○委員

障がい者のスポーツ施設利用者数について、今年度、初めて県内の特別支援学校でマエダアリーナ・総合運動公園を使って陸上やバスケット・サッカー・ボッチャ・フライングディスク等のスポーツ大会を開く予定だった。新型コロナウイルスの影響で中止になったが、今、学校では2026年の全国障がい者スポーツ大会が青森県で開催されるということもありスポーツがすごく盛んになっている。一方で課題なのが、障がいのあるかたが卒業後も生涯に渡ってスポーツ活動や文化活動ができる機会がないということ。このためこの指標は、障害者の自立した生活の確保という点では大変いい視点だと思った。この数値の18歳未満と19歳以上の人数の内訳がわかれば、19歳以上の伸び方で、生涯を通したスポーツの盛り上がりが把握できると思う。

●事務局

具体的な数字は把握していないが、2026年の国体、全国障がい者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内において障がい者スポーツが盛り上がるものと考えている。

○委員

障がい者総合プランの作成にあたっては、障害者団体と意見交換をして作成したと思うが、今回、意見交換はしたのか。

青森市の総合計画前期基本計画では「推進します・図ります」と記載されているのに障がい者総合プランでは「努めます」となっており全体的に弱い感じがする。

「人材の育成」という表現と「人材の養成」という表現が混在している。手話通訳者に関しては「養成」とするのが一般的なので「養成」とするべきではないか。

聴覚障害があるかた、中途失聴者と併記されているが、中途失聴者は聴覚障害に含まれる。併記するのであればろう者、中途失聴者と記載するのが正しいのではないか。

●事務局

今回の障がい者総合プランの改定は、市の総合計画が変わったことに合せた一部改正であり、障がい者団体に意見はお聴きしていない。文言については、改めて内容について確認したうえで対応したい。

○会長

内容について大きく修正するものはないと思うがよろしいか。若干の修正については事務局のほうに一任することとし、ほかになれば一部改定（素案）について了承するというところでよろしいか。

特にないようなので、了承いただいたものとする。

●事務局

今日報告した障害福祉計画の第6期福祉計画アンケート調査の結果を踏まえ、次回第3回の専門分科会において第6期計画の素案を審議いただきたいと考えている。日程については改めて皆様の予定を確認して、調整させていただきたい。